
令和4年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

令和4年9月6日(火)

1. 議事日程第2号

令和4年9月6日(火) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第64号から議案第75号、議案第77号から議案第81号)

第2 決算特別委員会の設置について

第3 決算特別委員会委員の選任について

第4 上程議案の委員会付託

(議案第64号から議案第75号、議案第77号から議案第81号、請願1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第64号から議案第75号、議案第77号から議案第81号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

日程第4 上程議案の委員会付託

(議案第64号から議案第75号、議案第77号から議案第81号、請願1件)

出席議員(13名)

1 番	横山 弘 康	2 番	衛藤 和 敏
3 番	河島 公 司	4 番	細井 良 則
5 番	松下 善 法	6 番	小幡 幸 範
7 番	松本 真由美	8 番	石井 龍 文
9 番	宿利 忠 明	11番	秦 時 雄
12番	高田 修 治	13番	藤本 勝 美
14番	大野 元 秀		

欠席議員（1名）

10番 河野博文

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 衛藤 正 議事庶務班主幹 秦 久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	副 町 長	秋 吉 一 徳
教 育 長	梶 原 敏 明	総 務 課 長	山 本 恵 一 郎
みらい創生課長	横 山 芳 嗣	商工観光政策課長	藤 井 正 盛
基地・防災対策課長 兼契約検査課長	宿 利 明 徳	税 務 課 長	穴 井 陸 明
福祉保険課長	臼 木 寛 章	子育て健康支援課長	工 藤 尚 之
建設水道課長	長 柄 義 正	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 八 栄
人権確立・ 部落差別解消 推 進 課 長	小 野 英 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 兼 住 民 課 長	長 尾 真 吉
教育政策課長	秋 好 英 信	G I G A ス ク ー ル 推 進 室 長 兼 教 育 政 策 課 指 導 企 画 監	衛 藤 公 彦
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海 洋 セ ン タ ー 所 長	和 田 育 男	わらべの館館長兼 久留島武彦 記 念 館 事 務 局 長	武 石 洋 子
給食センター所長	高 倉 徹	総務課長補佐兼 行 政 班 主 幹	神 田 裕 一
監 査 委 員	河 野 好 美		

午前10時00分開議

○議 長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内においては、飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、白いカバーのある席の利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

また、本日は、タブレット操作補助のため、支援職員の議場内入場を許可しています。

本日の会議に欠席の届が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、10番河野博文君より欠席の届が提出されております。

皆さんに申し上げます。暑いときは、上着をお脱ぎになっても結構です。執行部の皆さんも同様といたします。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は、議案質疑となっております。

議案質疑に入る前に、令和3年度玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。

代表監査委員河野好美君。

○監査委員（河野好美君） おはようございます。監査委員の河野です。

令和3年度玖珠町歳入歳出決算及び基金運用状況等審査並びに玖珠町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査を河野監査委員と実施しましたので、その結果について報告します。

初めに、玖珠町歳入歳出決算及び基金運用状況等審査について報告します。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和3年度玖珠町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他、政令で定める書類並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和3年度玖珠町水道事業会計決算書類及び同附属書類について、それぞれ町長から審査に付されましたので、決算関係帳票、証書類等の照合を行い、各主管部署から審査に必要と認められる資料の提出を受け、決算に関する説明を聴取して、慎重に審査した結果、各会計の決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類は、審査した限りにおいて、法令に準拠して作成されており、件数も正確であるものと認められました。

なお、決算の概要並びに決算に対する意見及び要望事項につきましては、別冊、決算等審査意見書のとおりでありますので、御一読をお願いいたします。

それぞれのまとめについて報告します。

令和3年度玖珠町歳入歳出決算及び基金運用状況等審査意見書の55ページからを御参照ください。

令和3年度一般会計の当初予算は、3点の基本方針と第6次総合計画を柱として、前年度より13億4,500万円、率にして15.2%増の101億8,200万円が編成されております。また、新型コロナウイルス

感染症の対応など、年度中に13回の補正予算を行った結果、繰越明許費を含めた予算現額は、当初予算に比べ18億8,689万8,000円、率にして18.5%増の120億6,889万8,000円となっております。

決算額については、歳入が114億5,880万円、歳出は111億3,619万5,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は3億2,260万5,000円のプラスとなり、この額から令和4年度への繰越事業に充当すべき財源である3,271万2,000円を差し引いた実質収支は2億8,989万3,000円の黒字となっております。

なお、この実質収支2億8,989万3,000円から前年度の実質収支5億4,968万9,000円を差し引いた単年度収支は2億5,979万6,000円の赤字となっております。この赤字となった理由は、不用額を減少させるため、各基金への積立てを行う財政措置を実施したことによります。

歳入について意見を述べます。

一般会計の歳入総額については、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税等の増額はあるものの、特別定額給付金にかかる国庫支出金や町税、町債等が減額となったことから、前年度より4.1%、4億8,807万2,000円の減となっております。

このうち町税の収入額は15億4,329万1,000円でありました。令和2年度と比べると2,743万5,000円、率にして1.7%の減となっております。

この減少の原因は、課税対象人口の減少やコロナウイルス感染症による課税の減免措置及び評価替えによる固定資産税の減少によるものと考えられます。

徴収率については97.14%で、前年度に比べ0.84ポイント向上しております。

また、令和3年度の不納欠損額は1,652万9,000円で、令和2年度と比べると996万9,000円、252%の増となっています。これは、過年度の大口未収債権が差押えや搜索等を実施した上で、法に基づき欠損処分されているためであります。これまでの努力により、滞納繰越額が縮減されてきましたので、再び上昇することのないよう、引き続き滞納者の資力・財産調査を実施し、早期の未収債権解消に努めるよう要望します。

税収入は自主財源の根幹であります。課税客体の的確な把握に努め、ふるさと納税とともに、自主財源確保策について、さらなる取組を期待します。

歳出について意見を述べます。

一般会計の歳出総額については、子育て世帯生活支援特別給付事業やワクチン接種事業、耕地災害や道路橋梁復旧工事等が、増額要因となった一方、子育て世帯臨時特別交付金や特別定額給付金等の新型コロナウイルスに関連した緊急経済対策や感染症対策地方創生事業が縮小したことにより、前年度から1億6,797万1,000円、率にして1.5%の減となっております。

令和3年度の本町の財政運営は、令和2年度に引き続き、感染予防対策、各種支援施策、緊急経済対策の実施など、コロナ対策関連経費が多く計上されており、歳入歳出ともに例年になく予算額が増大しております。このため、決算数値を例年の数値と単純に比較分析することが、困難になっております。

令和元年度に策定された玖珠町行財政改革プランにおいて、財政収支の試算により示された数値で

は、令和4年3月末の経常収支比率95.2%、地方債残高を77億5,400万円、財政調整基金残高を9億2,000万円としております。

このうち経常収支比率については、令和3年度の決算で88.5%となっており、前年度と比較し5.2%改善し、さらに推計値と比較すると、6.7ポイント改善した結果となっております。

町債残高については、決算残高が79億7,891万2,000円であり、前年度との比較では8,318万5,000円増加、推計値と比較して2億2,491万2,000円増加しています。

また、財政調整基金残高は9億8,619万5,000円となっており、前年度末との比較では1億1,657万6,000円増加、推計値と比較しても6,619万5,000円上回っています。

これらの数値については、臨時財政対策債や地方交付税等の歳入の増加が主な要因であります。行革プラン策定時には想定していなかった相次いで起きた災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も大きいのではないかと考えられます。

こうした数値がある一方で、経常経費充当一般財源については、昨年より2.5%増加しております。

今後は、この増加原因を詳細に分析した上で、災害やコロナの対応といった、通常では想定されない業務を行わなければならない中であっても、行財政改革の重要性を再度認識し、行革プランを着実に進行管理し、全庁を挙げて経常経費の削減に取り組むことを期待します。

個別事項として、まず内部統制について意見を述べます。

地方自治法改正による、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備については、玖珠町は、努力義務対象となっておりますが、コロナ禍でのDXの推進や高齢化社会への対応、住民ニーズも一層多様化する中において、不適正な事務処理のリスクは、拡大する傾向にあると考えます。また、情報の漏えい、拡散のリスクも大きくなっております。こうした中で、何も対策を打たない状況が続くことについては、強い危機感を持つべきであると考えます。

今決算においても、委託金請求手続の遅延により、歳入欠陥が生じております。この委託金については、令和4年度において歳入処理されているものの、会計年度中に財政的な措置も取られないままに出納閉鎖を迎えたことは、大いに反省をしなければなりません。

業務を行う上で、このようなリスクは、常に存在すると考えなければなりません。リスクの発生を防止するには、業務遂行上のリスクを洗い出し、それを防止する対策を立て、実践することが必要であり、これこそが内部統制であります。早期に何らかの方針を検討し、事務誤りを未然に防止し、さらには、違法行為や不正等の起きない健全な行財政運営を推進するよう強く要望します。

補助金、負担金及び交付金について意見を述べます。

行革プランの一つの目標として掲げられていた「補助金の適正化に関するガイドライン」が、令和3年1月に策定されております。このガイドラインを策定する上で、交付要綱の未整備により補助金対象経費等が不明確、交付期間が未設定、多額の繰越金の発生などの課題があることが、明らかとなっております。

これらの課題に対応するため、全ての補助金について、ガイドラインに沿って、補助金交付要綱の

整備が令和3年度中に行われております。

ガイドラインでは、3年ごとに、補助金現況調書により、検証作業が行われることとなっており、これにより実績報告書や年間の活動内容等の精査とともに、団体への活動への助言・指導を行い、補助金が有意義なものとなるよう、進行管理に取り組むことを望みます。

指定管理者施設について意見を述べます。

多くの施設が老朽化し、今後、多額の補修費が見込まれ、町の財政運営に大きな影響を与えることが想定されます。

収益型の施設においては、様々な要因により、当初見込まれた収益が上がらず、町が期待する施設管理が十分できていないといった事態も起きております。こうした現状から、改めて、施設の設置目的と指定管理者を指定する目的を明確にし、当初の目的に沿って施設が維持管理されているか、必要な予算が確保されているか、また、指定管理者が適正に利益を確保し、安定・継続的にサービスを向上しながら事業を運営していけるのかなど、各施設の現状を十分検証した上で、施設運営の方針を再検討する必要があると考えます。

また、現在の自治区を中心とした、指定管理者を指定している公民館・コミュニティセンターなどについては、特に高齢化が顕著な周辺部において、人口減少により維持管理が困難となる可能性もあります。

平成29年に策定された玖珠町公共施設等総合管理計画によれば、町内には101の公民館・コミュニティセンター等が設置されており、施設の大半が老朽化していると報告されております。公共施設等個別管理計画をベースに、施設の年間の使用頻度やコスト等を総合的に勘案して、将来の在り方を検討願います。

公共施設等個別管理計画について意見を述べます。

町有財産については、公共施設等個別管理計画により、年次的な取組が進められており、令和3年度には、下綾垣の複合施設も完成しております。今後の公共施設等個別管理計画の推進のためにも、延床面積の削減は、当然に行わなければなりません。一方で、行政が公共事業を直接行うことで、コストが大きくなるという課題があります。

こうした課題に対応するため、他の自治体においてのPFIやPPPの手法を研究し、公共施設の維持管理費の削減や有効活用、施設の統廃合等の具体的な検討が進むよう、一層の取組を期待します。

続いて、水道事業について報告します。

意見書の82ページからを御参照ください。

水道事業の主たる収入である給水収益については、本年度は前年度と比較して減収となっております。給水収益の増減については、気候等の影響もあるため、この減少が給水人口の減少によるものか、一時的なものなのか、継続して分析する必要があると考えます。

徴収の状況については、一部に徴収が困難な案件も発生しておりますが、全体的に大きな変動は見受けられません。

費用については、おおむね抑制されたものとはなっておりますが、今後の給水収益増加が見込まれない現状においては、従前の業務を踏襲することなく、業務改善等により、費用抑制に取り組み願います。

特に、将来的に負担増が懸念される浄水場の業務委託については、広く情報を収集し、慎重に取り組む必要があります。

収益性を示す有収水量1立方メートル当たりの供給単価を給水原価で割り戻すと165.1%という高い供給益率（料金回収率）となっております。これは経常費用の抑制を行いながら、給水収益の確保に努めた成果であると言えます。

一方で、排水管からの漏水により、年々有収率が低下しており、改修のための費用が、今後増大することが見込まれるため、計画的な実施が必要と考えます。

また、水道施設の更新や給水区域の拡張に伴う費用投資を行えば、資金調達や資金繰りは厳しくなることから、投資についてはコスト削減、採算性、公益性を強く意識するよう願います。

水道事業は、その性格上、独立採算を堅持しなければなりません。自立・安定した水道事業経営のため、一層努力することを求めます。

次に、別冊で配付しております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における審査結果について報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条1項の規定に基づき、令和3年度玖珠町財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率について、それぞれ町長から審査に付されましたので、財政健全化関係書類、地方財政状況調査表等の照合を行い、数値に関する説明を聴取し、慎重に審査した結果、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、関係法令の規定に準拠して作成されており、各計数とも正確であるものと認められました。

なお、審査の概要及び審査の結果については、お手元の別冊、財政健全化等審査意見書のとおりでありますので、御一読をお願いいたします。

以上で、令和3年度決算認定についての審査報告とします。

終わります。

○議 長（大野元秀君） ありがとうございました。代表監査委員による審査結果の報告を終わります。

日程第1 議案質疑

（議案第64号から議案第75号、議案第77号から議案第81号）

○議 長（大野元秀君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

お諮りします。

議案第64号から議案第70号までの7議案は、令和3年度の一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてです。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第64号、令和3年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊となっておりますので、お出してください。

1ページ、令和3年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書、歳入から12ページ歳出まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

13ページ、玖珠町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1款町税から68ページ、22款町債まで、質疑はありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、69ページ、歳出、1款議会費から140ページ、5款労働費まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく139ページ、6款農林水産業費から182ページ、9款消防費まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、181ページ、10款教育費から232ページ、14款予備費最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、233ページ、実質収支に関する調べから263ページ、基金貸付け状況まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号、令和3年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

別冊となっております。お出してください。

1ページから8ページまでの歳入歳出及び9ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受

けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号、令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書10ページから43ページまでの歳入歳出及び44ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第66号の質疑を終わります。

次に、令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書45ページから58ページまでの歳入歳出及び59ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号、令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書60ページから111ページまでの歳入歳出及び112ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号、令和3年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書113ページから126ページまでの歳入歳出及び127ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号、令和3年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。
別冊となっております。お出してください。

決算書4ページ、令和3年度玖珠町水道事業決算報告書から31ページ、企業債明細表まで一括して
質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第70号の質疑を終わります。

続いて、議案第71号から議案第75号までは、令和4年度補正予算案件です。

予算常任委員会に付託し、町執行部より詳細な説明を受けた後、議案審議を行う予定となっておりますので、議会運営に御協力をお願いいたします。

それでは、議案第71号、令和4年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。
別冊となっております。お出してください。

令和4年度玖珠町一般会計補正予算書（第4号）の4ページから10ページ、第1表歳入歳出予算補
正について、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書11ページ、第2表債務負担行為から予算書15ページ、歳入歳出補正予算事項別
明細書について、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書16ページから21ページ、歳入最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書22ページから41ページ、歳出最後まで、質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 議席番号6番小幡です。

39ページの11款災害復旧費についてですが、当初予算で、令和2年と3年の災害復旧を、現在対応
している状況下ですが、今回、令和4年7月の災害復旧を増額補正して、年度内に全て復旧する見込
みがあるのか。また、災害査定を行った上で予算上程をしているのか、以上2点を伺います。

○議 長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） おはようございます。

それではお答えをします。

まず、令和4年7月に発生した被害件数が、農地とか林道とかで62件の被害報告がなされております。そのうち、今回の補正予算については40万円以上の国の補助、災害復旧事業の対象になる箇所を計上しております。件数としては32件、工事費として5,855万円を計上させていただいております。

議員も先ほど言いましたように、令和2年災と令和3年災を、今、懸命に復旧に当たっております。今回の令和4年7月の災害についても、やっぱり被災される方がおりますので、地元の農家の方々については一日でも早い復旧を望んでいる、そういったことから今回、2年、3年災の災害復旧と併せて対応をしていきたいということで、9月の補正のほうに計上させていただいたところがございます。

年度内の完成がどうかということもございますけれども、今懸命に、今残っている部分についても、受注に向けて努力をしております。今後の新たな工事についても、ちょっと厳しい面はあろうかと思っておりますけれども、農林課としては緊急を要する箇所から随時発注を行いまして、一日でも早い復旧に努めていきたいというふう考えております。

また、災害査定を行った上で予算計上を行っているかということもございますけれども、現在、災害査定が10月19日から10月21日に予定をされております。

したがいまして、今回の予算は、その結果を基にして予算計上はされておられませんけれども、地元の方から、災害が起きてから、職員のほうが現地を向いて事前調査を行っております。今回は、その事前調査の結果に基づいて、概算ではございますけれども金額を算出しておりますので、その金額で予算計上させていただいております。

また、今後、査定結果後で、若干、復旧費に変動が出てくるかと思いますが、その辺につきましては、また、補正などで、随時対応させていただきたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 建設水道課から小幡議員の質疑についてお答えさせていただきたいと思っております。

質疑の中で、今回の令和4年7月災害復旧の増額補正についてということで、年度内の全ての復旧に見込みはあるのかということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

今回、一般会計補正予算のほうで、令和4年災害復旧事業費の算出は、6月豪雨と7月豪雨時点での土木施設災害復旧事業に該当する河川災害5件等、道路災害2件分の被害復旧想定額の4,199万9,000円を今回補正で計上させてもらっています。

今年度の査定の前定なんですけれども、第3次査定が、今週の8日、9日に行う予定です。河川災害を3件、道路災害を1件です。

第5次査定については、10月11日から14が組まれているところであります。現時点では、令和4年度の土木施設災害復旧の査定日程が決定しておりますが、査定後、速やかに発注を行う予定で年度内完成を目指したいと、今、考えているところであります。

それと、令和2年災、令和3年災の事業の進捗状況であります。

令和2年災につきましては、今現在、施工中橋梁を含めまして、6件の災害復旧を、現在施工中であります。この年次につきましても、令和5年の3月の完成予定で、今、施工を進めているところであります。同じく、令和3年の8月豪雨災害については、河川災害が現在1件施工中であります。

公共災害の災害については、令和2年災、令和3年災については、全て発注をしまして、業者が来年の3月までに完成予定で、今現在進んでいるところであります。

以上であります。

○議 長（大野元秀君） 質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

最後に、予算書全体を通して、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号、令和4年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号、令和4年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号、令和4年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号、令和4年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。
別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。

議案集13ページです。

議案第77号、玖珠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を行います。

上程議案の参考資料集は、タブレットに配信されております。関係資料は、参考資料集3ページから9ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第78号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の10ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第79号、給食配送車購入契約について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の11ページから12ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第80号、令和4年度鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵購入契約について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の13ページから14ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第81号、訴えの提起について質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の15ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

報告第5号、令和3年度玖珠町一般会計継続費精算報告書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第5号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。

報告第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第6号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第7号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページです。

報告第8号、専決処分報告について（支払督促に係る訴えの提起について）質疑を行います。
質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第8号の質疑を終わります。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議長（大野元秀君） 日程第2、決算特別委員会の設置について議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、議案第64号から議案第70号までの7議案は、令和3年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。これを審査するため、12名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、12名で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

○議長（大野元秀君） 日程第3、これより決算特別委員会委員の選任を行います。

ここで委員会構成のため暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

△

午前10時47分 再開

○議長（大野元秀君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

これから、決算特別委員会委員を指名します。

1 番 横 山 弘 康 君

2 番 衛 藤 和 敏 君

3 番 河 島 公 司 君

- 4 番 細 井 良 則 君
- 5 番 松 下 善 法 君
- 6 番 小 幡 幸 範 君
- 7 番 松 本 真由美 君
- 8 番 石 井 龍 文 君
- 9 番 宿 利 忠 明 君
- 11番 秦 時 雄 君
- 12番 高 田 修 治 君
- 13番 藤 本 勝 美 君

以上、12名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

議長及び監査委員は除外いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員の方々は、正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議 長（大野元秀君） 再開します。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に5番松下善法君、副委員長に2番衛藤和敏君が選任されました。

日程第4 上程議案の委員会付託

（議案第64号から議案第75号、議案第77号から議案第81号、請願1件）

○議 長（大野元秀君） 日程第4、これより上程議案及び請願の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第64号から議案第75号及び議案第77号から議案第81号の17議案は、会議規則第39条の規定により、配信している付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び特別委員会に審査の付託を行いたいと

と思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第75号及び議案第77号から議案第81号の17議案については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件につきましては、会議規則第92条及び第95条の規定により、付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件につきましては、付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行うことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日は休会とし、8日から9日までの2日間は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日は休会とし、8日から9日までの2日間は一般質問とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月6日

玖 珠 町 議 会 議 長 大 野 元 秀

署 名 議 員 河 島 公 司

署 名 議 員 高 田 修 治